

育児休業中の継続利用について

育児休業取得時に、すでに保育施設を利用しているお子さん(育児休業の対象となるお子さんを除く)は、次の要件をすべて満たした場合、保護者の希望により育児休業の取得期間にかかわらず、**特例で継続利用を可能としています**。(以降、「**特例利用**」といいます。)

特に、現在の会社を退職予定の場合や、転居の予定があつて、転居後に現在の保育施設を継続利用しない予定の場合は、この条件に該当しませんので、育児休業を取得する場合であっても継続利用はできません。

- i 育児・介護休業法等による育児休業であること
 - ii 児童福祉の観点(環境の変化に留意するため)から継続利用が必要であると認められる場合であること
 - iii 育児休業の対象となるお子さんの育児休業取得時に、既に保育施設を利用していること
 - iv 保護者の育児休業中も勤務先との雇用契約が継続していて、育児休業終了後に復職することが決まっていること
- ※妊娠・出産を理由として利用可能な最終月に入所した場合は、「育児休業取得時に、すでに保育施設を利用しているお子さん」に該当しないため、この特例利用に該当しません。よって、育児休業を理由に継続利用はできません。
- ※「復職」とは、育児休業の承認を受けた会社等と同じ条件で職場復帰することをいいます。(以降同じ)

1 特例利用の手続き(申請書、就労証明書は利用施設にあります。)

- ① 休業期間や復職予定日が決まりましたら、「妊娠、出産」を理由とする認定期間中に「給付認定変更申請書」を利用施設に提出してください。
- ② 添付書類:就労証明書(育児休業期間、復職予定日について記載があることが必要です)

2 審査の結果、特例利用が可能となりましたら、市から利用施設を通じて「支給認定証」を交付します。

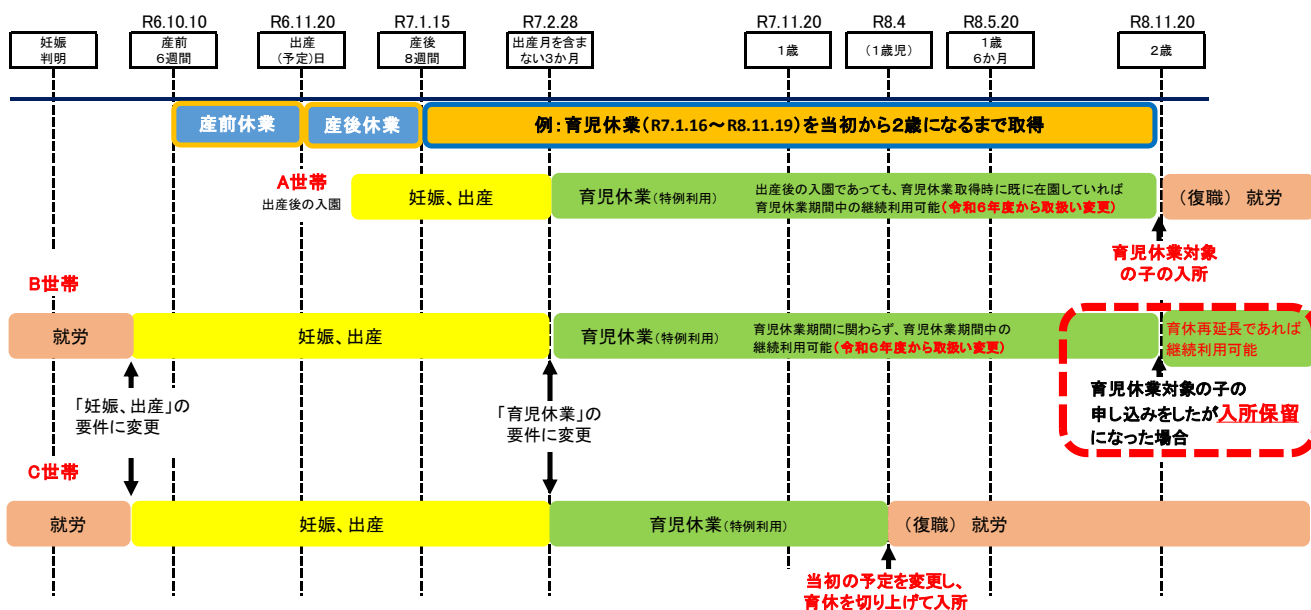
3 特例利用中の利用条件

- ① 保育施設の利用は「保育短時間利用」(1日8時間までの利用)となります。
- ② 利用可能期間
 - ・育児休業取得期間(育児・介護休業法等による休業期間と、その休業期間に引き続いて勤務先の育児休業制度などの育児休業期間を含みます。)
- ③ 次の場合は退園となります
 - ・復職予定の会社等を退職(別の会社等への転職や派遣元の変更を含む)した場合
- ④ 転所
 - ・「児童福祉の観点(環境の変化に留意するため)から継続利用が必要であると認められる場合」が特例利用の要件の一つとなっていますので、**特例利用中の転所はできません**。ただし、復職時に限り転所を可能とします。(特例利用の申請時に新築や転勤等で住居を異動予定の方は特にご注意ください。)
 - ・地域型保育事業を利用中の方は、市にご相談ください。
- ⑤ 父母が同時に育児休業を取得する場合は、事前に利用施設に申し出てください。
- ⑥ 認定こども園を利用している方
 - ・**特例利用中に教育利用に変更することは原則できません**。育児休業中に教育利用を希望する場合は、「妊娠、出産」の認定期間が終了する時点で変更するか、教育利用できる年齢に達していない時は「妊娠、出産」の認定期間が終了する時点でいったん退所し、教育利用できる年齢に到達したときに再入所していただく必要があります。

4 経過措置について

令和5年度中に特例利用の手続きにより、育児休業の対象となっているお子さんが令和6年度中に満1歳になる際、従来はこの時点で復職し入所申し込みが必要でしたが、更に育児休業を延長できる場合は、引き続き育児休業を理由に継続利用可能です。(その際は、給付認定変更申請書に就労証明書を添付し、利用施設に提出してください) また、満1歳となった次の4月入所についても、育児休業中であれば復職・入所は必須ではありません。

◆育児休業に伴う継続利用のイメージ図



①育児休業を延長(再延長)する場合
 ②育児休業対象のお子さんを認可外保育施設等に預けて復職する場合
 ※当初の育児休業取得時から勤務先と相談し、復職時期をご検討ください。

参考 育児休業給付金の支給期間延長について

- * 育児休業給付金の支給期間延長の手続きは、勤務先やハローワークに事前にご確認ください。
- * 育児休業を延長し給付金を受給するには、**保育が実施されないことの証明書(入所保留通知)**が必要となります。この入所保留通知は、**あらかじめ育児休業対象のお子さんが1歳(再延長の場合は1歳6か月)に達する日の翌日について保育施設における保育が実施されるように入所申し込みを行った結果、入所できなかった場合に交付されるものです。**(厚生労働省ホームページより)
- * 利用希望施設に空きがなく育児休業を延長せざるを得ない場合は、「保育所等の利用ができない旨の証明書」を交付しますので、各月の入所申し込み期間内に申請してください。詳しくは、市ホームページ「育児休業給付金の支給期間延長について」をご覧ください。

お問い合わせ先 長野市こども未来部 保育・幼稚園課 電話 026-224-8031